

○職員の職務執行により職員以外の者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱

令和 7 年 5 月 15 日

監 第 3 8 8 号

警 察 本 部 長

職員の職務執行により職員以外の者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱の制定について（通達）

支給要件等の見直しに伴い、適正な職務執行により第三者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱（平成13年埼例規第87号・監）の全部を次のとおり改正し、令和 7 年 5 月 15 日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

職員の職務執行により職員以外の者に損失を与えた場合の見舞金支給要綱

第1 趣旨

この要綱は、職員の職務執行により職員以外の者に損失を与えた場合において、当該損失を受けた者（以下「損失を受けた者」という。）に見舞金を支給し、損失を補償することにより、県民の理解と協力を確保することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、職員とは、埼玉県警察に勤務する全ての警察職員をいう。

第3 見舞金の支給要件

- 1 見舞金は、職員の職務執行により職員以外の者に損失を与えた場合であり、次の各号すべてに該当したときに損失を受けた者に支給できるものとする。
 - (1) 損失を与えた職員の職務執行に合理的な理由及び必要性があること。
 - (2) 損失を与えた職員の職務執行と当該職務執行により生じた損失との間に合理的な関係性が認められること。
 - (3) 損失を受けた者から損害賠償の請求をしない意思表示があること。
 - (4) 他の法令、保険制度等により、損失が補償できないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、損失の発生について、損失を受けた者の責めに帰すべき事由があるときその他見舞金を支給することが妥当でないと認められるときは、見舞金を支給しないものとする。

第4 見舞金の額

見舞金の額は、職務執行の状況、損失の程度その他の要素を勘案して算定するものとする。

第5 発生報告

所属長は、前記第3の1に規定する見舞金の支給要件に該当する事案を把握したときは、損失見舞金支給上申書（様式第1号）を作成し、警務部監察官室長（以下「監察官室長」という。）を経て報告するものとする。

第6 監察官室長による調査等

- 1 監察官室長は、前記第5に規定する報告に基づき、関係所属に対し、当該職務執行の状況、損失の程度等の調査を依頼するなどし、前記第3に規定する見舞金の支給要件に該当するかどうかを調査するものとする。

- 2 監察官室長は、前記1に規定する調査結果に基づき、総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）その他監察官室長が必要と認める所属長と見舞金の支給の要否等について協議し、その結果を埼玉県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

第7 見舞金の決定等

本部長は、前記第6の2に規定する報告に基づき、見舞金の支給の要否及び支給金額を決定するとともに、損失見舞金支給決定通知書（様式第2号）により、当該所属長に通知するものとする。

第8 必要書類等の作成

- 1 所属長は、見舞金を支給することを決定した前記第7に規定する通知を受けたときは、損失を受けた者に対し、損害賠償請求しない旨を記載した書面その他必要書類（以下「必要書類等」という。）を作成させるものとする。
- 2 所属長は、前記1に規定する必要書類等を監察官室長に送付するものとする。
- 3 監察官室長は、必要書類等の送付を受けたときは、内容を確認した上、会計課長に報告するものとする。

第9 見舞金の支給

会計課長は、前記第8の3に規定する報告を受けたときは、速やかに所定の手続を行い、損失を受けた者に見舞金を支給するものとする。

第10 求償権の行使

本部長は、損失を受けた者に見舞金を支給した場合において、職員以外に損失を与えた原因者がいるときは、当該原因者に対し、必要相当額を求償することができるものとする。

第11 返還請求

本部長は、見舞金を支給した後において、損失を受けた者が法令、保険制度等により、当該損失の補償を受けたときは、当該見舞金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

第12 職員以外の者の行為による場合の特例

本部長は、職員以外の者による現行犯逮捕、緊急避難等の警察活動に協力した行為により他の職員以外の者又は当該行為をした者に損失を与えた場合にあっては、当該行為を職員による職務執行とみなし、この要綱に従い損失を受けた者に見舞金を支給することができるものとする。

第13 補則

この要綱により難しい場合は、その都度、本部長が決定するものとする。

実施日

この通達は、令和7年5月15日から実施する。

【様式別表省略】